

(趣旨)

**第1条** この要綱は、府内産木材の利用を促進し、林業の活性化を図るため、府内産木材を使用して施工する住宅等の建築等工事又は内装仕上工事の発注者及び府内産木材を使用して新築された住宅等で事業者が販売するもの（以下「建売住宅等」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 府内産木材 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により京都府知事（以下「知事」という。）から指定を受けた法人により、京都府（以下「府」という。）内の森林で産出された木材であることの証明書及び木材の輸送の過程における二酸化炭素の排出量（京都府ウッドマイレージCO<sub>2</sub>計算基準（平成17年1月5日付け6林第597—2号林務課長通知）に基づき算出されたものをいう。）を記録した書面が発行された木材及びその製品をいう。
- (2) 住宅等 住宅、店舗、事務所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (3) 緑の工務店 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者のうち、府内産木材を使用した木造建築物の建築を推進するもので実施要綱第20条の規定により知事から登録を受けたものをいう。
- (4) 特定事業者 建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は内装の仕上げの工事（1件当たりの請負代金の額が1,500万円に満たない工事に限る。）を適切に完成させることができ、かつ、府内産木材を使用した木造建築物の建築を推進する者で次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 府内又は府に隣接する府県内に事業所を置き、建設業法、建築士法（昭和25年法律第202号）その他法令を遵守していること。
  - イ 住宅等を建設した実績を有すること。
  - ウ 建設業法第8条各号に掲げる欠格要件に該当しないこと。

(5) 補助対象住宅等 次に掲げる要件を全て満たす住宅等をいう。

ア 市内に存すること。

イ 国、地方公共団体その他の公的機関（以下「国等」という。）が所有する建築物でないこと。

ウ 仮設の建築物でないこと。

(6) 内装 建築物の居室の内装（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第1項第1号に規定する内装をいう。）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 押入及び収納部分（屋根裏収納を含む。）の床面、壁面及び天井面でないこと。

イ 階段部分（踏板、蹴込み板、踊り場板等）でないこと。

ウ 作り付けの家具及び収納に覆われた部分でないこと。

(7) 内装材 内装の仕上げに使用される府内産木材で、居室内に面する部分を構成する層の厚さが12ミリメートル以上である板類をいう。

（補助対象者等）

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額等）

**第4条** 補助金の額は、一の補助対象住宅等につき、次に掲げる額の合計額とし、20万円を限度とする。

(1) 補助対象住宅等の建築材料として使用された府内産木材（内装材を除く。）の材積の値に5,000円を乗じて得た額

(2) 補助対象住宅等に係る内装の仕上げに使用された府内産木材（内装材に限る。）の当該内装の仕上げに係る面積の値に1,000円を乗じて得た額

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、同一の住宅等につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1の項及び2の項に規定する補助対象事業にあつては当該補助対象事業に着手するまでに、同表3の項に規定する補助対象事業にあつては当該補助対象事業完了後に、綾部市府内産木材利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市府内産木材利用促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

**第7条** 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第5条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市府内産木材利用促進事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表3の項に規定する補助対象事業については、この限りでない。

（中間確認）

**第8条** 申請者は、別表1の項に規定する補助対象事業のうち新築の工事にあつては棟上げ前に、同項に規定する補助対象事業のうち建築物の増築、改築、修繕又は模様替の工事及び同表2の項に規定する補助対象事業にあつては府内産木材を使用する工程に係る工事を開始する前の1週間前までに、綾部市府内産木材利用促進事業中間確認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別表3の項に規定する補助対象事業については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助対象事業完了後、速やかに綾部市府内産木材利用促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別表3の項に規定する補助対象事業については、第5条の申請書の提出により実績報告があったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

**第10条** 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年10月7日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日 告示第 27 号）

この告示は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	補助対象者	補助対象事業	
		内容	施工者
1 建築等の工事	当該工事の発注者（当該住宅等の販売を目的とする者を除く。）	<p>補助対象住宅等に係る建築物の新築の工事で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 当該工事において補助対象住宅等の建築材料として一の補助対象住宅等当たり 5 立方メートル以上の材積の府内産木材が使用されること。</p> <p>(2) 当該工事において、その工事期間中、府内産木材を使用している住宅等である旨の標識等の設置等による府内産木材の普及及び啓発についての協力が得られること。</p> <p>(3) 国等からの補助金等（豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）別表に定めるひろがる京の木整備事業(1)建物型に基づく補助金を除く。以下この表において同じ。）の交付を受けるものでないこと。</p>	緑の工務店
		<p>補助対象住宅等に係る建築物の増築、改築、修繕又は模様替の工事で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 当該工事において補助対象住宅等の建築材料として一の補助対象住宅等</p>	<p>次に掲げる者（当該建築等工事の請負代金の額が 1,500 万円以上である場合は、緑の工務店に限る。）</p>

		<p>当たり 1 立方メートル以上の材積の府内産木材が使用されること。</p> <p>(2) 当該工事において、その工事期間中、府内産木材を使用している住宅等である旨の標識等の設置等による府内産木材の普及及び啓発についての協力が得られること。</p> <p>(3) 国等からの補助金等の交付を受けるものでないこと。</p>	<p>(1) 緑の工務店</p> <p>(2) 特定事業者</p>
2 内装の仕上げの工事		<p>補助対象住宅等に係る内装の仕上げの工事で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 当該工事において当該内装の仕上げ（1の項に規定する補助対象事業を実施しない場合は、一の補助対象住宅等当たりの当該内装の仕上げに係る面積が10平方メートル以上のものに限る。）に府内産木材（内装材に限る。）が使用されること。</p> <p>(2) 当該工事において、その工事期間中、府内産木材を使用している住宅等である旨の標識等の設置等による府内産木材の普及及び啓発についての協力が得られること。</p> <p>(3) 国等からの補助金等の交付を受けるものでないこと。</p>	<p>次の場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者</p> <p>(1) 1の項に規定する補助対象事業を実施する場合 当該補助対象事業の施工者</p> <p>(2) 1の項に規定する補助対象事業を実施しない場合 次に掲げる者（当該建築等工事の請負代金の額が1,500万円以上である場合は、緑の工務店に限る。）</p> <p>ア 緑の工務店</p> <p>イ 特定事業者</p>
3 建売住宅等の購入	建売住宅等を購入した者（当該住	補助対象住宅等のうち建売住宅等の購入で、次に掲げる要件の全てを満たすもの又は第1号及び第2号の要件を満たすも	緑の工務店

	<p>宅等の販売を目的とする者を除く。)</p>	<p>の</p> <p>(1) 補助対象住宅等の建築材料として一の補助対象住宅等当たり5立方メートル以上の材積の府内産木材が使用されていること。</p> <p>(2) 国等からの補助金等の交付を受けるものでないこと。</p> <p>(3) 内装の仕上げに府内産木材(内装材に限る。)が使用されていること。</p>	
--	--------------------------	--	--